

2022. 2. 16

ジュニア選手の保護者と思われる方からの投稿並びに当協会の意見を公開します

埼玉県テニス協会

2022/2/16（火）6:19 に以下の内容のメールをいただきました。

2022全国選抜ジュニア・県予選会、2022県ジュニア大会（関東ジュニアテニス選手権大会・県予選会）ですが、新たな県外の子が出場しています。この大会は埼玉県の大会なので埼玉在住の子しか出れないのが普通の形だと思います。なのに、県外の子が出場すると埼玉の試合ではなくなります。また、県外の子が出場出来る様になると、登録は埼玉のクラブで練習は東京のクラブという子が出てきます（現にいます）秩序が乱れます。これでは何の為に埼玉に住んでいるのかわからなくなります。埼玉の試合なので、来年からは埼玉在住の子しか出れない仕組みを作って頂きたいと思います。どうか宜しくお願い致します。

当協会は、今回いただいた投稿が提起している問題に対する当協会の取り組みを以前にHP上に掲載（現在も掲載中）し、ジュニア大会に関係する皆さんに問い掛けると共に、現在の参加資格を定めている「関東テニス協会 レギュレーション」の改訂について働きかけを行っていますが、現時点においても解決には至っておりません。日本テニス協会がジュニアの「全国統一ランキングシステム」を展開すると公表した時にも、「参加資格」の問題提起をしましたが、日本テニス協会、関東テニス協会ともども、この問題に正面から向き合おうとはせずに今に至っております。

今回の投稿内容は、誰もが当たり前のことと受け止めるご意見だと考えますが、当協会の見解として、補足させていただくと、参加資格を「在住」のみに限定するのではなく、「埼玉県在住」も含むというのが、当協会が主張している内容になります。

つまり、参加資格は「県内在住・在学」とする、それが選手を公平・公正に扱うこととなりますし、社会通念上も何の疑問も生じないと考えます。

「登録」して登録番号を取得するのは、まずは大会に出場するための第一関門であり、その次にそれぞれの大会毎に「参加資格」が定められるべきですが、現在の関東テニス協会のレギュレーション（規則）は、「登録と参加資格」が合体されたものとなっていることから、今回の投稿にあるようなご指摘が出てくる訳です。

練習する場所は選手それぞれが選択するのであって、それは他人がとやかく言えることではありませんが、大会の参加資格については、選手を公平・公正に扱う為の基本の基であると思いますので、当協会は上記の参加資格を実現する為に今後とも関東テニス協会、日本テニス協会等の関係者への働きかけを継続してまいります。

この件に関し、皆さんからの忌憚のないご意見をお待ちしております。